

令和8年度未利用県有地の一時貸付けについて（公告）

次の物件の貸付先を公募しますので、貸付けを希望される方は、この公告の内容及び未利用県有地一時貸付案内書をよく読み、各記載事項を承知した上で見積書を提出してください。

令和8年9月30日

1 貸付対象物件

物件番号	物件所在地	地目	貸付面積	貸付期間	参考価格
1	甲府市羽黒町1255番地	宅地	900.00㎡	令和8年10月23日 ～ 令和9年3月31日	375,000円

※ 参考価格とは、見積書を作成するときの目安となる価格として公表するもので、予定価格とは異なります。

2 見積書の提出

（1）提出期間

令和8年9月30日（水）から令和8年10月7日（水）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

（2）提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、提出期間内必着とします。）

ただし、見積書の提出は電子メール可とする。

（3）提出場所

山梨県福祉保健部福祉保健総務課

甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階

（4）提出書類

①見積り提出書兼貸付申請書（関係書類を添付）

②見積書

※ 普通財産貸付申請書を提出している場合は、①は不要。

3 現地説明

現地説明は行いませんが、現況について疑問等がある場合はお問い合わせください。

4 その他

（1）貸付先の決定方法

有効な見積書の提出を行った者のうち、見積書に記載された金額が山梨県の定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって見積りを行った者を貸付先とします。ただし、同価の最高金額の見積書提出者が2者以上あるときは、くじにより決定します。

（2）契約書作成の可否

要します。

(3) 用 途

建物所有（仮設を除く）を伴わない臨時的・一時的な使用であって、借地権等の権利が発生しない用途に限ります。また、次に該当する使用はできません。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途のための使用。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員のその活動のための使用。
- ・ 悪臭・騒音その他近隣住民の迷惑となるような使用。
- ・ 土壌の汚染等により返還が困難となるような使用。
- ・ 政治的用途・宗教的用途への使用。
- ・ 公序良俗に反する用途への使用。
- ・ 建物の建設を伴う使用（仮設を除く。）、堅固な基礎を要する使用。
- ・ その他、県が適さないと判断した用途のための使用。

(4) 見積書提出者の資格

見積書を提出することができる者は、貸付物件を適正に使用し原状回復する資力及び信用を有する個人又は法人とします。ただし、次に該当する場合は見積書を提出することができません。

- ① 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ② ①のイ又はウに該当する者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- ③ その他法令等の規定により、山梨県との間で土地の貸付契約が締結できない者

(5) その他の事項

詳細は、「未利用県有地一時貸付案内書（令和8年度）」をご覧ください。

(6) 問い合わせ先

山梨県福祉保健部福祉保健総務課

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階

電話055-223-1443